

地域振興策及び風評被害対策の概要について

地域振興策及び風評被害対策については、関係省庁と連携して、政府全体でしっかりと対応する。

1. 地域振興策

最終処分場設置に当たり、東日本大震災からの復興・復旧の観点から地元自治体を実施する、周辺地域振興や風評被害対策のために行われる事業を支援する。

① 対象事業

地元の要望を踏まえ、東日本大震災からの復興・復旧の観点から地元自治体を実施する、周辺地域振興や風評被害対策を目的として行われる幅広い事業を対象

(例) 処分場周辺の道路整備や地域の住民が集まれるような施設

風評被害防止を目的とした観光や地域の特産品のPR

その他、周辺地域振興や風評被害対策を目的とする各種事業

② 実施形態

自治体が設置する基金に対し、基金造成費補助金を交付することを想定

③ 交付先

基金造成自治体：都道府県又は市町村

④ 交付予定金額

50億円（平成26年度予算）※5県合計

2. 風評被害対策

まずは風評被害が発生しないようにすることが大事であり、施設の安全性のPRやモニタリング情報の公開等により風評被害の未然防止に万全を尽くす。

これらの対策を講じた上で、万が一、風評被害が生じた場合は、ご相談の上、国として責任をもって、可能な限りの対策を講じる。

➤ 環境省ホームページを通じたPR

- ・ 指定廃棄物の発生経緯、一時保管の現状と課題、処分施設の必要性・安全性等について分かりやすく説明



➤ 指定廃棄物に関するパンフレットの作成・配布を通じたPR

- ・ 指定廃棄物に関する基礎情報、処理のプロセス、一時保管と収集・運搬の方法、減容化施設の必要性・安全性、処分施設の必要性・安全性、放射線の基礎知識に関するパンフレットを作成・配布



指定廃棄物のいまとこれから

指定廃棄物とは？

指定廃棄物の処理の流れ

一時保管と収集・運搬

焼却などの減容化

処分施設の安全性

モニタリングによる安全の確認

放射線の基礎知識

- ・「指定廃棄物とは」、「指定廃棄物の放射能レベル」について新聞広告によりお知らせ（平成 26 年 6 月）

安全・安心確保のため、指定廃棄物の早急な処理を

栃木県内では、放射性物質に汚染された指定廃棄物が県内のごみ焼却施設や下水処理施設、農家の土地などで一時的に保管・管理されており、保管の長期化による保管者の負担や、近年頻発している竜巻などの自然災害の懸念といった様々な問題に直面しています。国が責任をもって指定廃棄物の処理を進めますので、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

指定廃棄物とは

日常生活で排出されたごみの焼却灰や腐わらぬたい肥などに放射性物質が付着し、一定濃度（1キログラム当たり5,000ベクレル）を超えて含まれているもので、環境大臣が指定した廃棄物のことです。栃木県では現在約14,000トンの指定廃棄物などが発生しています。県民の皆さまの長期的な安全を確保するため、放射性物質汚染対策特別法に基づき、国の責任のもと、適切な方法で処理します。

指定廃棄物の種類

焼却灰、下水汚泥、農作物汚染物（稲わら）、農作物汚染物（たい肥）

指定廃棄物の放射能レベル

指定廃棄物は原子力施設で発生した放射性廃棄物ではありません。原子力施設で発生した廃棄物を、コンクリート構造で密封された施設で放射線がコンクリートと反応して減衰する機会、放射性セシウムで1キログラム当たり1,000ベクレルまで濃度が低減されており、これと同等と指定廃棄物（5,000ベクレル〜10万ベクレル程度）と比較すると約100分の1以下と、はるかに小さい数値になります。

約100分の1

指定廃棄物の放射線濃度 (5,000〜10万ベクレル/kg程度)

放射性セシウムで汚染された放射性廃棄物 (1,000ベクレル/kg)

指定廃棄物処理情報サイト <http://shiteihaiki.env.go.jp/>

指定廃棄物に関するお問い合わせ窓口 03-6741-4535（9:10〜18:15 土日祝除く）

- ・一時保管の現状と処分施設の安全性について新聞広告によりお知らせ（平成 26 年 7 月）

安心・安全確保のため、指定廃棄物の早急な処理を。

栃木県内では、放射性物質に汚染された指定廃棄物が県内のごみ焼却施設や下水処理施設、農家の土地などで一時的に保管・管理されており、保管の長期化による保管者の負担や、近年頻発している竜巻などの自然災害の懸念といった様々な問題に直面しています。国が責任を持って指定廃棄物の処理を進めますので、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

今は安全に一時保管されていますが・・・

- 保管が長期化

保管の長期化により、保管者に負担がかかっています。
- 自然災害が懸念

竜巻や台風などの自然災害による施設や施設が損壊されます。
- 県内各地に分散して保管

県内約170ヵ所で保管されています。

長期にわたる安全・安心を確保するために、処分場が必要です。

- 外部に放射性物質を出さず、放射線を遮へいする構造です。

二重のコンクリートで密封し、放射線遮蔽を高めるなど何重もの対策を講じることで、放射線外部への放射を防止します。また、放射性セシウムを蓄積する性質を持つ土壌などを防ぐことで、放射線を遮へいします。
- 長期間にわたる放射線・維持管理を行います。

放射線レベルを計測し、放射線によりコンクリートの健全性を点検します。また、地下水のモニタリングや空間線量率の測定を行い、安全安心の確保に万全を尽くします。

◎栃木県内の指定廃棄物を栃木県内で処分するための施設です。

指定廃棄物処理情報サイト <http://shiteihaiki.env.go.jp/>

この広告・指定廃棄物に関するお問い合わせ窓口 03-6741-4535（9:10〜18:15 土日祝除く）

- ・栃木県と共同で、指定廃棄物について県民のご理解とご協力をお願いするための「大切なお知らせ」（新聞折り込み）、栃木県内各戸へ配布。（平成 25 年 8 月）

➤ **モニタリング情報の公表**

- ・施設周辺の空間線量率・地下水の水質などについて、施設設置前から測定し、施設設置前後において数値の比較を行い、問題がないことを確認。測定データを随時更新して公表。